

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
に当たるときは、  
その翌日)

## 告 示

### 鳥取県告示第五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、岩美町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 目 次

#### ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認（地方課）  
町等の区域の変更等（〃）  
字の区域の変更（〃）

クリーニング業務従事者に対する講習の指定（衛生課）  
クリーニング所の業務に関する講習の指定（〃）

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整  
が行われることがある旨の告示の失効（商工指導課）

県営土地改良事業に係る換地計画の決定（農村整備課）

土地改良事業の認可（〃）

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定（二件）  
（〃）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（二  
件）（〃）

保安林の指定予定（二件）（〃）

土地区画整理法による換地処分（都市計画課）

◇ 公安告示  
遊技機の型式の検定（防犯少年課）

新たに生じた土地の位置（平成四年六月二十二日現在の地  
番による。）

新たに生じた土  
地の面積

岩美町大字浦富字小栗二九一三の三及びこれと一体をなす  
固有地並びに字ニタ股三二八九の二、三一八九の三、三一  
八九の一、三一八九の一四から三一八九の一六まで、三  
一八九の一八、三一八九の一九、三一八九の二二及び三一  
九一の二並びに大字田後字才谷東側一の一、一の三から一  
の五まで、一の八、二の三、二の四、三の五及び四の一八、  
字才谷西側三四の二、三四の五、三七の四、三七の五、三  
七の七から三七の九まで、三九の五及び三九の八、字東屋  
敷七〇の一から七〇の四まで並びに字日和山五六〇の三の  
地先

一五、六二九・  
四一平方メー  
トル

鳥取県告示第五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第四項後段の規定による円護寺団地土地区画整理事業（第五工区）施行地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域（平成四年九月三十日現在の地番による。）

北園二丁目

北園二丁目の全域

円護寺字妙見北側の全域

円護寺字妙見谷川西三八五、三八五の一、三八六から三八九まで、三九〇の一の一部、三九一の三、三九二の三の一部及びこれらと一体をなす固有地

円護寺字妙見谷川東四〇一の一、三、四〇三の一から四〇三の七まで、四〇四の一、四〇五から四〇七まで、四〇八の一、四〇八の二、四〇九から四一二まで、四一三の一、四一四の五、四一四の六、四一五、四一六、四一七の一、四一八から四二一まで、四二二の一、四二二、四二三及びこれらと一体をなす固有地

円護寺字妙見堤ノ下の全域

円護寺字妙見西側の全域

円護寺字中尾七四六の一、七四七、七四八、七四九の一、七四九の二、七五〇の六から七五〇の九まで、七五〇の一

〇の一部

円護寺字庵ノ城七六一の一から七六一の七まで

円護寺字古屋敷の全域

北園二丁目

北園二丁目の全域

円護寺字妙見谷川西三九〇の一の一部、三九二の一、三九二の三の一部、三九三の三

円護寺字中尾七五〇の一〇の一部

円護寺字妙見谷川東

円護寺字妙見谷川東のうち四〇一の一、三、四〇三の一から四〇三の七まで、四〇四の一、四〇五から四〇七まで、四〇八の一、四〇八の二、四〇九から四一二まで、四一三の一、四一四の五、四一四の六、四一五、四一六、四一七の一、四一八から四二一まで、四二二の一、四二二、四二三及びこれらと一体をなす固有地以外の区域

円護寺字庵ノ城

円護寺字庵ノ城のうち七六一の一から七六一の七まで以外の区域

廃止する字の名称

円護寺字妙見北側、円護寺字妙見谷川西、円護寺字妙見堤ノ下、円護寺字妙見西側、円護寺字中尾、円護寺字古屋敷

鳥取県告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
字の名称

同上の区域（平成四年六月二十二日現在の地番による。）

大字浦富字ニタ  
股

大字浦富字ニタ股の全域  
大字浦富字小栗二九一三の三及びこれと一体をなす国有  
地、字ニタ股三一八九の二、三一八九の三、三一八九の一  
一、三一八九の一四から三一八九の一六まで、三一八九の  
一八、三一八九の一九、三一八九の二二、三一九一の二、  
大字田後字才谷東側一の一、一の四の地先の公有水面埋立  
地

大字田後字才谷  
東側

大字田後字才谷東側の全域  
大字田後字才谷東側一の三から一の五まで、一の八、二の  
三、二の四、三の五、四の一八、字才谷西側三七の七、三  
七の八の地先の公有水面埋立地

大字田後字才谷  
西側

大字田後字才谷西側の全域  
大字田後字才谷西側三四の二、三四の五、三七の四、三七  
の五、三七の七から三七の九まで、三九の五、三九の八の  
地先の公有水面埋立地

大字田後字東屋  
敷

大字田後字東屋敷の全域  
大字田後字東屋敷七〇の一から七〇の三までの地先の公有  
水面埋立地

大字田後字日和  
山

大字田後字日和山の全域  
大字田後字東屋敷七〇の一、七〇の三、七〇の四、字日和  
山五六〇の三の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第五十三号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に  
規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定したので、  
次のとおり告示する。

平成五年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 主催者の名称及び所在地

財団法人全国環境衛生営業指導センター

東京都新宿区四谷四丁目三一

二 開催年月日、会場の名称及び所在地並びに受講予定人員

開催年月日	会場の名称	所在地	受講予 定人員
平成五年二月 二十八日	鳥取市福祉文化会館	鳥取市西町二丁目三一	一一五人

三 受講料 四千五百円

鳥取県告示第五十四号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三に規定す  
るクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための  
講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成五年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 主催者の名称及び所在地  
財団法人全国環境衛生営業指導センター  
東京都新宿区四谷四丁目三一
- 二 開催年月日、会場の名称及び所在地並びに受講予定人員

開催年月日	会場の名称	所 在 地	受講予 定人員
平成五年三月 二十一日	鳥取市福祉文化会館	鳥取市西町二丁目三一	一五〇人

三 受講料 四千円

鳥取県告示第五十五号

次の届出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第三条第二項の公示は、その効力を失ったので、同条第五項の規定により告示する。

平成五年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社たんば原徳	デリメイク皆生店	米子市上福原一六〇〇一

鳥取県告示第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る逢坂地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成五年一月二十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
気高町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、財団法人鳥取県農業開発公

社が行う土地改良事業（公社営畜産基地建設事業光好地区区画整理）を平成五年一月二十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

平成五年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十八号

鹿野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）柄杓目地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成五年一月二十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十九号

江府町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業本町五丁目地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成五年一月二十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
江府町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十号

東伯町が行う土地改良事業に係る大成地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年一月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十一号

江府町が行う土地改良事業に係る本町五丁目（坂木・北平）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良

法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年一月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

鳥取市円通寺字玉木一〇〇八から一〇一まで、一〇一七、気高郡鹿野町大字河内字上南谷三九六三、岩美郡岩美町大字相谷字甲ヶ坪一七九の一（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上南谷三九六三、字甲ヶ坪一七九の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字神倉字意智操谷五八五・字唐畑谷五〇三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇三の三

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

三 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町三谷字小丸山一六〇、字甚五草里一六二、一六三、字ノボシ原三〇九

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

四 1 保安林予定森林の所在場所

気高郡気高町大字日光字荒神谷廻り八四四の一、岩美郡岩美町大字網代字網代坂二八六の一（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに鳥取市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成五年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字尾際字茅垣平四五、五五、一〇〇三、一〇〇五、一〇〇七、字茅垣五四、五九、六一、六八の一、七〇、字茅垣谷六九の三、一〇一二、字尾谷一〇二、一〇三の二から一〇三の三まで、一〇三の五、

一〇三の一〇から一〇三の二二まで、一〇三の一四から一〇三の一六まで、字カキナル二六四の一、二七六の四、二七六の八、字木坂平九七三の二、字尾谷平一〇一九から一〇二一まで、一〇二四から一〇二六まで、字南平一二二の八、一二二の二一〇、一二二の二二から一二二の二六まで、一二二の二八から一二二の三三まで、一二二の二六から一二二の二八まで、一二二の三〇から一二二の四一まで、一二二の四三から一二二の四九まで、一二二の五一、一二二の五三、一二二の五五から一二二の五七まで、一二二の六〇、一二二の一七六、一二二の一七七、一二二の一八九、大字中字馬山二六四の一、字大谷二六八、二六九、二七一の一、字奥山二七四の一、二七六の一、二七六の二、二七九の四、二八五、字澤ノ下モ二一一の一、字川田二四七の二、大字栃原字下ノ端三二九、若桜町大字湯原字イノ原谷三四七の二から三四七の五まで、三四七の七から三四七の三〇まで、三四七の三二、字下漣谷三五二、三七四、三七四の二、三七四の五、字中野谷三八〇から三八四まで、三八五の二、三八六の四、三八七から三九二まで、三九二の一、三九三、三九四、三九七の一、三九七の二、三九八から四〇〇まで、四〇〇の一、四〇〇の二、四〇一から四〇六まで、四〇六の一、四〇七、四〇七の一、四〇八、四〇九、四一一、四一二、四一四、四一五、字奥ノ谷四二〇から四二三まで、四二五、四二八、四二九の一、四三〇、四三〇の一、四三一、四三一の一、四三二、四三二の一、四三三、四三三の一、四三四、四三五、四三五の一、四三六から四三八まで、四三八の一、四三九、四四〇、四四〇の一、四四一、四四一の一、四四一次一、四四二、四四五、四四六、四四六の一、四四七、四四八、四四八の一、四四九、四五〇、四五〇の一、四五一、四五一の一、



四五二から四五四まで、四五七、四五七の一、四五八から四六〇まで、  
 四五八内、四六〇内、四六一から四六五まで、四六五の一、四六六、四  
 六七、四七〇、四七〇の一、字上瀧谷四七二、四七三、四七三の一、四  
 七四、四七五の一から四七五の一三まで、四七六から四八二まで、字コ  
 ウマキ四八三から四八五まで、四八六の一から四八六の三まで、四八七、  
 四八八、四八八の一、四八九、四九一、四九二、四九二の一、字アゼチ  
 四九三の一、四九三の二、四九四、四九七から五〇二まで、五〇四の一  
 から五〇四の五まで、五〇四の一四から五〇四の一六まで、五〇四の一  
 八から五〇四の二六まで、五〇四の二八から五〇四の四五まで、字サン  
 谷山五〇五から五二二まで、字大サコ五二五、五二七の一、五二七の二、  
 五二八、五三〇、五三〇の一、五三一から五三五まで、五三七の二、五  
 三八の一、五三八の二、五三九から五四三まで、字鷗田二六五の一、二  
 六六から二六八まで、二六八の一、二六九、二七〇、二七〇の一、二七  
 〇次一、二七一、二七一の一、二七一次一、二七一の二、二七二、二七  
 八、二七八の二、五二三、五二九の一、五二九の二、字サン谷二二六か  
 ら二二八まで、二三〇から二三四まで、二三〇の一、二三一の一、二三  
 一の二、二三三の一、二三三から二四二まで、二三八の一、二三九の一、  
 二三九の二、二四〇の一、二四〇次一、二四〇次二、二四〇の三、五〇  
 三、五二四、字宮ノ元二〇五、二一七から二二三まで、二一九の一、二  
 二二の一、字寺ノ前一七一、一七二、字高畦三一四、三一五、三一五の  
 二、三一六、三一六の一、三一七の一、三一八から三二二まで、三二五、  
 三二六、三二八、三二九、三二九の一、三三一、大字測見字深山ノ上六  
 六七、六六七の一、六六八、六六八の一、六六九、六七一、六七一の一、  
 六七二の一、六七五の八、六九三の一、字巻ノ谷九一〇、九一〇の一、

九一〇内一、九一一、九一一の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千以川地域森林計画  
 で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

四 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字中野谷三九九、字宮ノ元二〇五

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全  
 課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定  
 に基づき、鳥取県住宅供給公社から円護寺団地土地区画整理事業(第五工  
 区)施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条  
 第四項後段の規定により告示する。

平成五年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年一月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	C R 一 氣	株式会社ソフイア
〃	キングスライオン	〃
〃	メイクアップP-2	〃
〃	フアーバーククシスI	株式会社三共
〃	ワンダーランドII	〃

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三千円（送料を含む。）】